

チーム医療の定義等について ①

昭和62年3月20日 「新たな医療関係職種の資格制度の在り方に関する検討会」中間報告

新しい医療関係職種の制度化が必至であることにも見られるように、これからの医療は、多くの専門的な能力を持った人々の参加無くして考えられないものとなりつつある。こうした専門分化はある程度今後の医療の一つの流れとなるが、その場合必要なことは医療関係職種相互間の協力関係を確立維持していくことである。資格制度の創設に当たり、特にこの点への配慮がなされる必要がある。



○臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）

（他の医療関係者との連携）

第三十九条 臨床工学技士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。

※ その他、義肢装具士法（昭和62年制定時）、救急救命士法（平成3年制定時）、診療放射線技師法（平成5年改正時）、視能訓練士法（平成5年改正時）、言語聴覚士法（平成9年制定時）等に、同様の規定が設けられた。

平成17年12月8日 「医療提供体制に関する意見」（社会保障審議会医療部会）

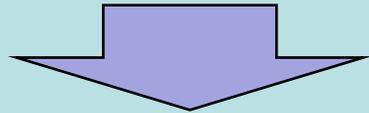
医療は、周産期医療、小児医療から始まり、生命のすべての過程に関わるものであり、傷病の治療だけではなく、健康づくりなどを通じた予防から、慢性の症状を持ちながらの継続した介護サービスの利用や終末期における医療まで、様々な領域と関わるものである。その過程においては、医療分野や福祉分野の専門職種、ボランティア、家族その他様々な人が関わってくることから、医療機関等において、医師とその他の医療従事者がそれぞれの専門性を発揮しながら協力してチーム医療を推進していくことはもとより、地域において、患者を中心とした協力と連携の体制を構築していく必要がある。

平成20年6月18日 「安心と希望の医療確保ビジョン」

職種間での協働とチーム医療の充実を進める際に当たっては、それぞれの職種が、互いに専門性を尊重しつつ、情報の共有を効率的に行うことにより緊密な連携を充実させ協働関係を築くことで、病院勤務医の過重労働の解消を図りながら、全体として患者・家族、医療従事者もともに安全と安心・納得を生み出すという視点が重要である。

チーム医療の定義等について ②

平成21年8月28日 「チーム医療の推進に関する検討会」を開催



11回にわたる検討

平成22年3月19日 「チーム医療の推進について」（チーム医療の推進に関する検討会 報告書）

- チーム医療とは、「医療に従事する多種多様な医療スタッフが、各々の高い専門性を前提に、目的と情報を共有し、業務を分担しつつも互いに連携・補完し合い、患者の状況に的確に対応した医療を提供すること」と一般的に理解されている。
- 質が高く、安心・安全な医療を求める患者・家族の声が高まる一方で、医療の高度化・複雑化に伴う業務の増大により医療現場の疲弊が指摘されるなど、医療の在り方が根本的に問われる今日、「チーム医療」は、我が国の医療の在り方を変え得るキーワードとして注目を集めている。
- また、各医療スタッフの知識・技術の高度化への取組や、ガイドライン・プロトコール等を活用した治療の標準化の浸透などが、チーム医療を進める上での基盤となり、様々な医療現場でチーム医療の実践が始まっている。
- 患者・家族とともにより質の高い医療を実現するためには、1人1人の医療スタッフの専門性を高め、その専門性に委ねつつも、これをチーム医療を通して再統合していく、といった発想の転換が必要である。
- チーム医療がもたらす具体的な効果としては、①疾病の早期発見・回復促進・重症化予防など医療・生活の質の向上、②医療の効率性の向上による医療従事者の負担の軽減、③医療の標準化・組織化を通じた医療安全の向上、等が期待される。
- 今後、チーム医療を推進するためには、①各医療スタッフの専門性の向上、②各医療スタッフの役割の拡大、③医療スタッフ間の連携・補完の推進、といった方向を基本として、関係者がそれぞれの立場で様々な取組を進め、これを全国に普及させていく必要がある。